17. Nothing in the Convention shall prevent a Contracting State from imposing tax, in accordance with its domestic law, on any income or gains arising in that Contracting State and derived by a resident of the other Contracting State pursuant to a sleeping partnership (Tokumei Kumiai) contract or other similar contract.

18. Where the laws or regulations of the Kingdom of Saudi Arabia grant residents of any third country, except countries that are member of the Gulf Cooperation Council and the League of Arab States, national treatment with respect to taxation, such national treatment shall automatically be granted to residents of Japan.

19. The Kingdom of Saudi Arabia shall with respect to its laws and regulations treat nationals or residents of Japan for taxation purposes not less favourable than nationals or residents from any third country except countries that are member of the Gulf Cooperation Council and the League of Arab States.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Tokyo this fifteenth day of November, 2010, in the Japanese, Arabic and English languages, all texts being equally authentic. In case of divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For the Government of Japan:　前原誠司

For the Government of the Kingdom of Saudi Arabia:　العصاف

告示

○外務省告示第二百五十三号

平成二十二年十一月九日に香港で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定について、中華人民共和国香港特別行政区政府は、同協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国政府はこれを平成二十三年七月八日に受領した。我が国政府は、平成二十三年七月十五日に同協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行い、中華人民共和国香港特別行政区政府はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十九条1の規定に従い、平成二十三年十月十四日に効力を生ずる。

平成二十三年七月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

○外務省告示第二百五十四号

平成二十二年十一月十五日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約については、同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、サウジアラビア王国政府はこれを平成二十三年五月三十一日に受領した。我が国政府は、平成二十三年七月十六日に同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、サウジアラビア王国政府はこれを同日に受領した。よって、同条約は、その第二十九条1の規定に従い、平成二十三年九月十二日に効力を生ずる。

平成二十三年七月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

○農林水産省告示第千三百七十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年六月八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年七月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22927	ヒチプロール・フェリムゾン・フサライド水和剤	ブラシンキラップフロアブル	東京都中央区新三二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
22928	ヒチプロール・シラフルオフェン・アミシクラゾール水和剤	ビームメキラップジョーカーフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
22929	〃	クミアイビームメキラップジョーカーフロアブル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助
22930	イミダクロプリド・ヒチプロール・クロランアラニリプロール・イソチアニル粒剤	ルーチンクアトロ箱粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
22931	銅水和剤	ＫＢＷ	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　津田憲一郎
22932	ＭＥＰ粒剤	イモゾウベイト	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

○農林水産省告示第千三百七十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年六月二十二日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年七月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22933	ヒテホン液剤	プロキシ液剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント